

## 文京区生涯学習推進本部設置要綱

- 3 文教生社発第 43 号平成 4 年 4 月 23 日区長決定
- 12 文教生生発第 23 号平成 12 年 4 月 1 日改正
- 12 文教生生発第 32 号平成 12 年 5 月 24 日改正
- 14 文教生生発第 143 号平成 14 年 4 月 1 日改正
- 15 文教生文第 17 号平成 15 年 4 月 1 日改正
- 16 文教生文第 74 号平成 16 年 5 月 6 日改正

### (設置)

第 1 条 文京区における生涯学習に係る施策を総合的に推進するため、文京区生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習推進計画の策定に関すること。
- (2) 生涯学習の推進に係る諸施策の調整等に関すること。
- (3) その他、生涯学習推進のための重要な事項

### (構成)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、区長とし、本部を総括する。

3 副本部長は、助役、収入役、教育長の職にある者とし、本部長に事故あるときはあらかじめ本部長が指定する副本部長がその職務を代理する。

4 本部員は、文京区庁議等の設置に関する規則（平成 6 年 3 月文京区規則第 10 号）第 4 条第 1 項に規定するもの（ただし、前 2 項に定めるものを除く。）とする。

### (運営)

第 4 条 本部は、本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは本部員以外の者に出席を求めることができる。

### (幹事会)

第 5 条 推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会は、推進本部に付議する事案について必要な事項を検討し、推進本部に報告する。

4 幹事会は、前項の検討を進めるために検討部会を設置することができる。

5 幹事会に会長を置き、教育委員会生涯学習部長の職にある者をもって充てる。

6 幹事会は、会長が招集する。

7 その他幹事会に関して必要な事項は、幹事会長が定める。

### (庶務)

第 6 条 推進本部及び幹事会の庶務は、教育委員会生涯学習部文化振興課において処理する。

### (委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、推進本部長が定める。

### 付 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 22 日から施行する。

### 付 則

この要綱は、平成 7 年 1 月 6 日から施行する。

付 則  
この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則  
この要綱は、平成 12 年 5 月 24 日から施行する。

付 則  
この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則  
この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則  
この要綱は、平成 16 年 5 月 6 日から施行する。

別 表 （第 5 条関係）

所 属	職
教 育 局	生 涯 学 習 部 長
企 画 政 策 部	企 画 課 長
企 画 政 策 部	新 公 共 経 営 担 当 課 長
企 画 政 策 部	財 政 課 長
企 画 政 策 部	広 報 課 長
区 民 部	区 民 課 長
区 民 部	経 済 課 長
区 民 部	男 女 平 等 青 少 年 課 長
福 祉 部	障 害 者 福 祉 課 長
介 護 保 険 部	高 齢 者 福 祉 課 長
都 市 計 画 部	計 画 調 整 課 長
教育局学校教育部	指 導 室 長
教育局学校教育部	教 育 セ ン タ ー 所 長
教育局生涯学習部	文 化 振 興 課 長
教育局生涯学習部	ス ポ ー ツ 振 興 課 長
教育局生涯学習部	生 涯 学 習 セ ン タ ー 所 長
教育局生涯学習部	真 砂 中 央 図 書 館 長

## 文京区生涯学習推進協議会設置要綱

5文教生社発第248号 平成5年7月7日区長決定

7文教生生発第3号 平成7年1月6日改正

15文教生文第17号 平成15年4月1日改正

(設置)

第1条 文京区における生涯学習の効果的な推進を図るため、文京区生涯学習推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議・検討を行なう。

- (1) 生涯学習推進に関すること。
- (2) 生涯学習関係機関及び団体相互の連携・協力に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に必要な事項

(構成)

第3条 協議会の委員は、生涯学習について識見を有する者のうちから、文京区生涯学習推進本部長が委嘱又は任命する者をもって構成する。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

(部会)

第7条 協議会に、部会を置く。

- 2 部会は、協議会から指定された事項について検討し、協議会に報告する。
- 3 部会に部会長、副部会長を置き、部会長、副部会長は、協議会の会長、副会長の職にある者をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 6 部会員は、協議会の委員のうちから部会長が指名する。

(関係者の意見聴取)

第8条 協議会及び部会は、必要あると認めるときは関係者の意見を聴き、助言を受けることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会生涯学習部文化振興課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成5年7月7日から施行する。
- 2 要綱第4条の規定にかかわらず、協議会設置当初に委嘱又は任命された委員の任期は、平成7年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成7年1月6日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

## 文京区生涯学習推進協議会委員名簿

(任期:平成15年10月1日から平成17年9月30日まで)

平成16年4月1日現在

分野	氏名 (敬称略)	団体名等
学識経験者	会長 山崎 一穎	跡見学園女子大学長 / 森鷗外記念会常任理事
	副会長 鈴木 眞理	東京大学助教授
区内団体	委員 井岡 恒夫	文京区町会連合会
	委員 小西 慶一	文京区心身障害福祉団体連合会
	委員 本松 邦廣	文京区立中学校PTA連合会
	委員 伊藤 明子	文京区女性団体連絡会
	委員 菅 完治	文京区青少年委員会
	委員 加古 光治	文京区体育協会
	委員 高野 綾子	富坂産業協会
	委員 永井 愛子	文京区高齢者クラブ連合会
	委員 白鳥 宗一	文京区体育指導委員会
	委員 佐藤 和晴	連合東京西北地協文京地区協議会
	委員 泉 宜宏	文京区労働組合協議会
	委員 近藤 恵子	文京区民生委員児童委員協議会
	委員 中村 暢子	文京区生涯学習サークル連絡会
教育機関	委員 高原 泰子	文京区立幼稚園長会
	委員 森 秀一郎	文京区立小学校長会
	委員 一坂 倭子	文京区立中学校長会
	委員 遠藤 隆二	都立小石川高等学校長
	委員 大沼 尚	日本医科大学事務部
区民	委員 石川 一郎	公募委員
	委員 二俣 宣子	公募委員
行政	委員 宮下 眞	企画政策部長
	委員 藤沢 稔	生涯学習部長

## 生涯学習に関する動向

年	国の動き	東京都の動き	文京区の動き
月		月	月
S 56	6 中央教育審議会答申「生涯教育について」		
58	4 放送大学開設		
59		10 東京都生涯教育推進懇談会報告「東京における生涯教育の推進について」	
60		1 東京都生涯教育推進本部設置	
61		10 東京都生涯教育推進懇談会第2次報告「東京における生涯教育の推進のための学校教育」	
62	4 臨時教育審議会答申「生涯学習体系への移行」	6 東京都生涯教育推進計画策定 / 東京都生涯学習情報システム基本計画策定	
63			4 「文京区の講座ガイド」第1回刊行
H 2	1 中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」 6 生涯学習振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(略称 生涯学習振興法)施行 7 生涯学習審議会設置		7 文京区生涯学習検討委員会設置
3	4 中央教育審議会答申「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」	4 都民情報システム(とみんず)稼動 / 都民カレッジ開設 5 東京都生涯学習情報センター開設	7 文京区生涯学習推進懇談会設置 10 学習活動意識調査の報告
4	7 生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」		3 文京区生涯学習推進基本構想策定「文京区全域を生涯学習のキャンパスに」を提唱 4 文京区生涯学習推進本部設置 / 教育委員会二部制に伴い生涯学習部設置

## 生涯学習に関する動向

年 月	国の動き	東京都の動き 月	文京区の動き 月
5			7 文京区生涯学習推進協議会設置 / 音羽生涯学習館開設 12 千石生涯学習館開設
6		6 東京都生涯学習審議会答申「これからの社会を展望した東京における生涯学習の総合的な振興方策について」	2 茗台生涯学習館開設 3 文京区生涯学習推進計画策定  11 生涯学習人材バンク制度開始
7		11 東京都産業教育審議会答申「生涯学習社会における職業教育のあり方について」	1 生涯学習センター開設(一部) / 生涯学習推進講演会(学長による連続講演会) 現在まで連続実施 4 区民大学開講及び記念講演
8	4 生涯学習審議会答申「地域における学習機会の充実方策について」	11 東京都生涯学習審議会中間建議「東京における生涯学習支援のためのネットワークの構築とその拠点としてのネットワークセンターの整備について」	
9	3 生涯学習審議会審議の概要「生涯学習の成果を生かすための方策について」	3 とうきょうまなびプラン 97 (東京都生涯学習推進計画)策定  10 生涯学習審議会建議「交流・参加型学習のためのネットワークづくり」	7 区民大学総合化・体系化
10	9 生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方」		
11	6 生涯学習審議会答申「学習の成果を幅広く生かす」「生活体験・自然体験が日本の子どもの心を育む」		

## 生涯学習に関する動向

年 月	国の動き	東京都の動き 月	文京区の動き 月
12	<p>11 生涯学習審議会答申「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について」</p>	<p>5 生涯学習審議会建議「東京における社会参加と生涯学習」</p>	<p>3 生涯学習推進計画(改定版)策定/響きの森文京公会堂開設</p> <p>4 生涯学習センター全面開設</p>
13	<p>1 生涯学習審議会は中央省庁再編に伴い中央教育審議会生涯学習分科会に再編</p> <p>12 文化芸術振興基本法施行</p>	<p>7 スポーツ振興審議会建議「東京スポーツビジョン」策定</p>	<p>4 文京お届け講座開設/区民大学講座(文京学除)民間事業者へ委託</p> <p>6 区民大学企画運営委員会設置</p> <p>7 文京区基本構想「『文の京』の明日を創る」策定</p>
14	<p>2 中央教育審議会答申「新しい時代における教養教育の在り方」</p> <p>4 新学習指導要領実施、学校完全週5日制実施</p> <p>7 中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」</p> <p>12 文化芸術の振興に関する基本的な方針策定</p>	<p>12 生涯学習審議会答申「地域における新しい公共を生み出す生涯学習の推進～担い手としての中高年世代への期待～」</p>	<p>4 「文の京」文芸賞創設</p> <p>6 アートウォール・シビック開設</p>

## 生涯学習に関する動向

年 月	国の動き	東京都の動き 月	文京区の動き 月
15	3 中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」		<p>4 図書館カウンター業務委託(3館)</p> <p>9 区民大学院講座開講/小石川運動場にスポーツひろば開設</p>
16	3 中央教育審議会審議経過報告「今後の生涯学習の振興方策について」	<p>7 生涯学習審議会中間のまとめ「子ども・若者の『次代を担う力』を育む教育施策のあり方について」</p>	<p>区内大学連携講座開講 /</p> <p>4 NPO等提案公募型講座開始 / 図書館カウンター業務委託(3館追加)</p> <p>6 図書館ホームページ開設</p>